

記者発表資料

扱い	テレビ・ラジオ	解禁日等は特にありません
	新聞	解禁日等は特にありません

2月28日に重点的撤去区域の公示を行いました。

**不法係留船対策として、九州初の重点的撤去区域を設定します。
今後、本格的な不法係留船の移動指示・強制撤去等が始まります。**

平成23年2月28日
国土交通省
遠賀川河川事務所

遠賀川河口域には、多数の船舶（H22.9 現在：775隻）が河川管理者の許可を得ずに係留され、河川の安全な流下を阻害する障害物になる等、災害をもたらす可能性があり、河川管理上の問題となっています。さらに、環境上の問題として、周辺住民に対する騒音やゴミ問題・違法駐車などの被害も発生しています。

そのため、地域住民等からなる『遠賀川下流部利用者会議』、学識経験者や関係機関等で構成される『遠賀川河口域利用対策協議会』を設置し、望ましい水面利用のあり方について議論してまいりました。そして、このたび、『遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画』を策定いたしました。

今回、この計画に基づき『[第1期重点的撤去区域](#)』を定め、[国土交通省九州地方整備局長・福岡県知事との連名で公示](#)することとなりました。そこで、報道関係の皆様には公示内容を広く市民の方々に周知していただきたくお知らせする次第です。なお、公示内容等につきましては、下記の別添資料をご覧くださいと思います。

（別添資料）

1. 公示内容
2. 公示における附图

【この記者発表に関する問い合わせ先】

国土交通省 遠賀川河川事務所
TEL 0949-22-1830

占用調整課 課長 高橋(内線 341)
係長 松村(内線 342)

～ 参 考 ～

①遠賀川河口域利用対策協議会とは

平成 10 年度に出された国土交通省（当時：建設省）河川局長通達『計画的な不法係留船対策の促進について』を踏まえ、行政手続きに則り設置された協議会。メンバーは、学識経験者・地元自治体・警察・河川管理者（国・県）で構成されている。

この協議会からの意見を受け、河川管理者が不法係留船対策に係る計画を策定し、公告することとなる。

－開催経緯－

第1回 平成 22 年 9 月 16 日

第2回 平成 23 年 1 月 26 日

②遠賀川下流部利用者会議とは

上記で設けられた遠賀川河口域利用対策協議会には、地元住民や水面利用者が含まれないことから、地域の意見を聴く場として、遠賀川下流部利用者会議を設置した。

－開催経緯－

第1回 平成 22 年 11 月 25 日

○西川利用対策会議

平成 21 年に西川を中心とした不法係留船対策のあり方を検討するため、地元住民や水面利用者らとの意見交換の場として設置された組織。今回、遠賀川河口域利用対策協議会が設置されたことを踏まえ、西川のみでなく遠賀川下流部を考える必要がある為、西川利用対策会議の考え方を継承しつつ名称を変更し、上記、遠賀川下流部利用者会議となった。

－開催経緯－

第1回 平成 21 年 5 月 27 日 第2回 平成 21 年 8 月 26 日

第3回 平成 21 年 11 月 13 日 第4回 平成 22 年 3 月 11 日

第5回 平成 22 年 6 月 23 日

③九州初の重点的撤去区域の設定とは

上記①記載の河川局長通達には、不法係留船対策に係る計画の内容として、重点的に不法係留船を撤去していく区域（重点的撤去区域）を年次的に定め、不法係留船対策を促進していくことが示されています。

この計画及び重点的撤去区域は、本州等の河川では以前から策定及び設定されてきましたが、九州地方の河川（国管理河川および県管理河川）では、今まで実績がありませんでした。

しかし、今回、不法係留船の所有者特定が可能となってきたこと、遠賀川周辺において適切に係留保管を図ることができる施設が確保されてきたことを踏まえ、九州地方の河川では初めて、不法係留船対策に係る計画を策定し、重点的撤去区域の設定をおこなうことといたしました。

④移動指示・強制撤去について

重点的撤去区域では、規制措置の徹底を図ることとしています。そのため、河川法および行政代執行法を踏まえ、行政指導・移動指示・監督処分・代執行令等の手続きを実施し、強制的に不法係留船を移動・撤去していくこととしています。なお、移動・撤去にかかる費用等については、船舶所有者等に請求をおこない、負担していただくことになっています。

また、悪質な不法行為者に対しては河川法違反による刑事告発を実施していく予定です。

公 示 (案)

遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画において、「第1期重点的撤去区域」を次のように定めたので公示する。

関係図書は、国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所（占用調整課）、福岡県県土整備部河川課及び福岡県北九州県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年2月28日

国土交通省 九州地方整備局長 中嶋 章雅

福岡県知事 麻生 渡

1. 河川名

遠賀川水系 遠賀川
遠賀川水系 西川

2. 第1期重点的撤去区域の範囲

遠賀川
遠賀川砂浜・右岸（河口から0.950km付近）
西川
西川高水敷・両岸（遠賀川合流点～鹿児島本線鉄道橋上流100mまで）

3. 第1期重点的撤去区域における不法係留船対策の実施開始時期

平成23年6月1日

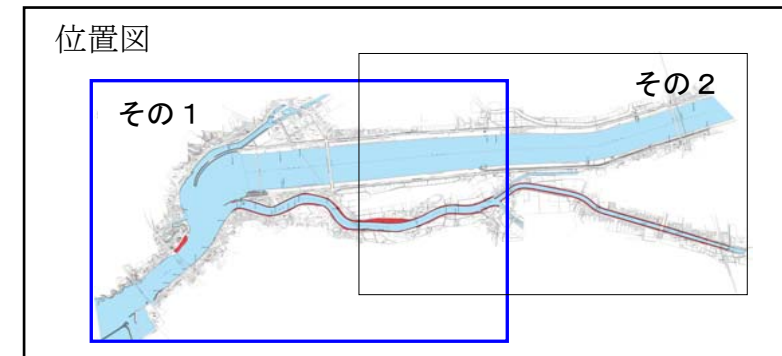
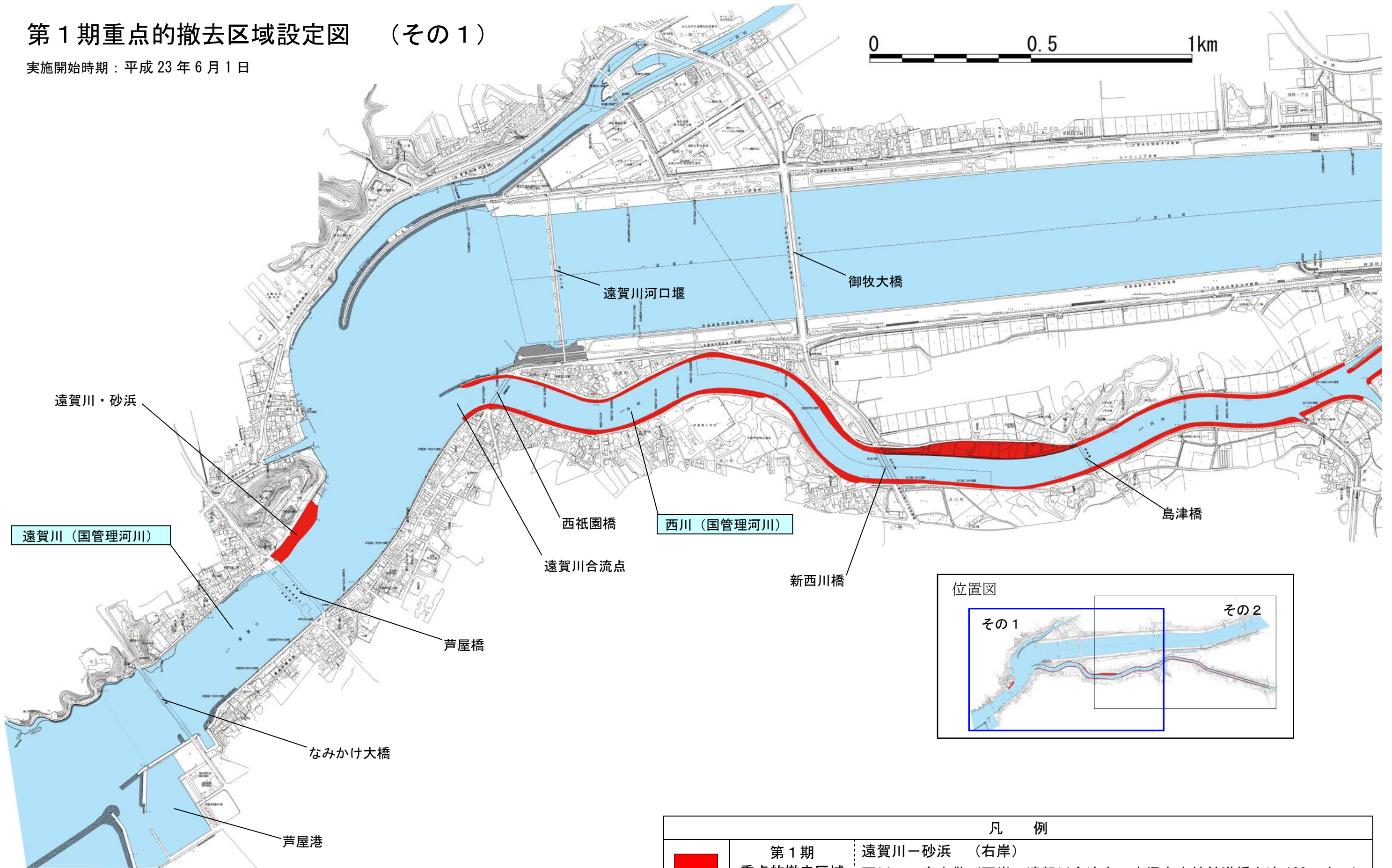
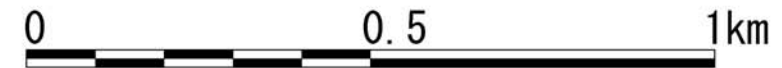
4. 強制的撤去措置に関する事

河川法第77条第1項に基づき河川監理員が行う是正指示等の指導に従わず不法係留船を河川区域外へ自主的に除却しない場合又は不法設置栈橋・係留柱等を除却し河川を原状に回復しない場合は、同法第75条第1項に基づき河川管理者の監督処分として河川区域からの除却等を命ずる。（監督処分を命ずべき者を確知できない場合は、同法第75条第3項に基づく簡易代執行により河川管理者において強制的に撤去する。）

命ぜられた期限までに除却等を履行しない場合は、行政代執行法第2条に基づき河川管理者において強制的に撤去する。

第1期重点的撤去区域設定図 (その1)

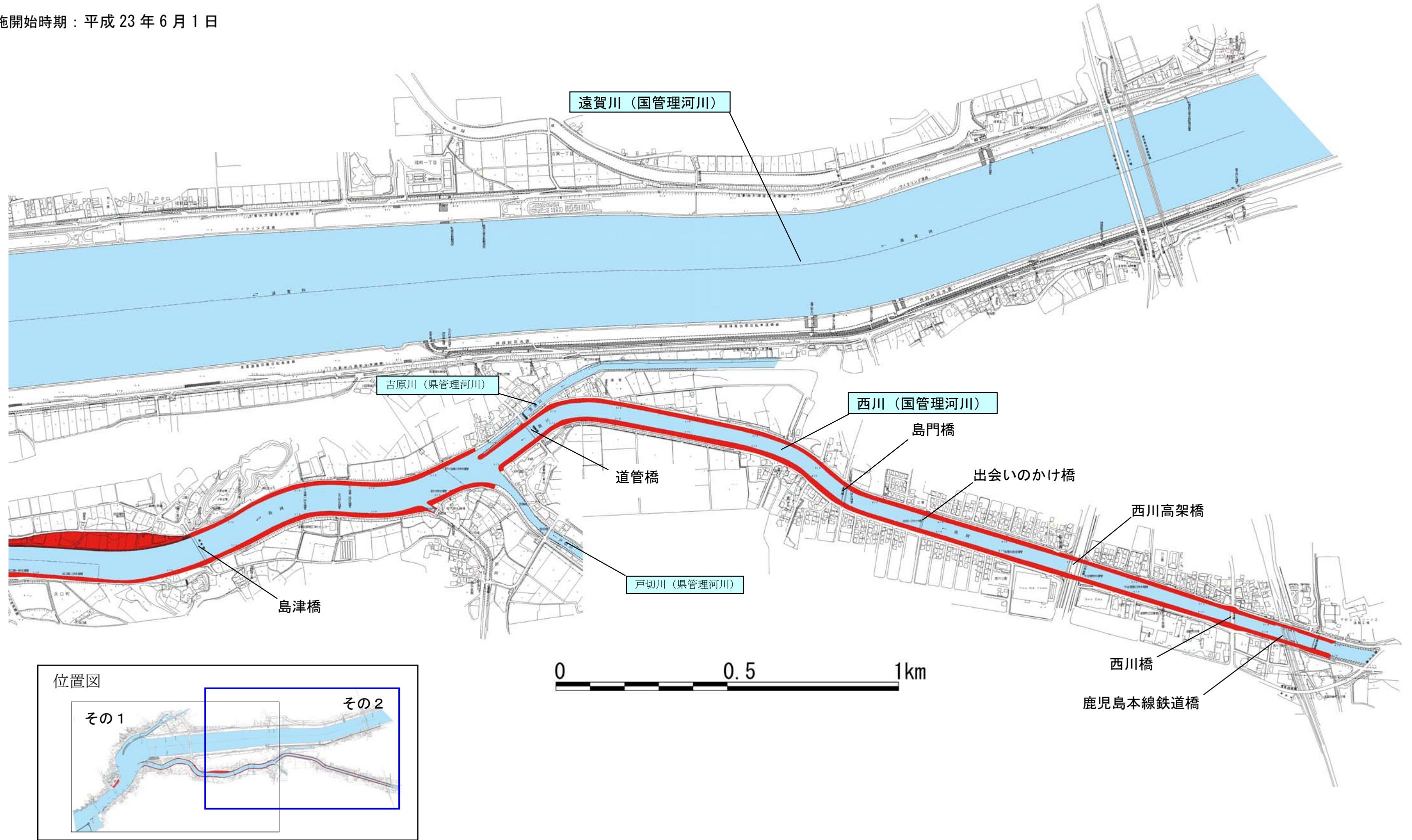
実施開始時期：平成23年6月1日



凡例	
	第1期重点的撤去区域
	遠賀川-砂浜 (右岸)
	西川 -高水敷 (兩岸・遠賀川合流点~鹿児島本線鉄道橋上流100mまで)

第1期重点的撤去区域設定図 (その2)

実施開始時期：平成23年6月1日



凡例	
■	第1期重点的撤去区域
	遠賀川—砂浜 (右岸) 西川—高水敷 (両岸・遠賀川合流点～鹿児島本線鉄道橋上流100mまで)